

ぎふ村介護福祉士実務者研修学則（通信課程）

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当施設という）が実施する。

特定非営利活動法人ぎふ村

岐阜県中津川市茄子川中畑 112 番地 747

（目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通して介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という）を実施する。

介護福祉士実務者研修（通信課程）

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

3 受講期間は原則として開校日から修了日までを最短3月間とする。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ぎふ村介護福祉士実務者研修

（研修会場）

第5条 講義及び演習会場は、次の通りとする。

岐阜県中津川市茄子川中畑 112 番地 163

ぎふ村地域支え合いセンター

（休業日）

第6条 休業日は次の通りとする。但し、校長が必要と認める場合は、休業日を変更することがある。

（1）年末年始 12月29日～1月3日

（2）法人、及び事業所行事等による臨時休業日

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 岐阜県、及びその近郊に在住している者で、面接授業の受講に支障のない者
- (4) 高等学校もしくは同等以上の学力があると認められる者。

(入学時期)

第8条 毎月1日

(定員、学級数)

第9条 定員：30名

(受講料)

第10条 受講費用は次の通りとする。

受講予定者の有する資格	受講料 (テキスト代込み、消費税別)
無資格	145,000円
訪問介護員2級	125,000円
介護職員初任者研修	125,000円
訪問介護員1級	90,000円
介護職員基礎研修	40,000円

(受講申込手続き)

第11条 受講申込の手続きは次の通りとする。

- (1) 当施設指定の申込用紙に必要事項を記載し、指定の期日までに提出する。
- (2) 科目の免除がある者は、その修了を証明できる書類を研修申込時に提出する。
- (3) 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (4) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (5) 受講希望者が定員数を上回る場合は、受講申込書の先着順とする。
- (6) 当施設は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。
- (7) キャンペーン等を実施する場合は、前条の受講費用を値引きすることができる。

(受講申込締切)

第 12 条 申込締切日は開講日の 2 週間前とする。但し、申込み締切日以降でも、受講者が募集定員に達していない場合は、当施設の判断により申込みを受け付けることができることとする。

(受講の決定)

第 13 条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第 14 条 受講料は受講決定通知が届いてから原則 10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、当施設は受講辞退として取り扱うこととする。

2 事前に連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合は、当施設は受講を取り消すことができる。

(受講料の返還)

第 15 条 納入された受講料は原則として返還しない。但し、受講申込締切日前に受講辞退申し出があった場合は当社規定に従い返還することとする。その際の振込み手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 16 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を添付する。
- (2) 受講生はスクーリング初日に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認をする。
- (3) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

(研修カリキュラム)

第 17 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。

2 科目の免除は別紙の科目免除一覧のとおりとする。

(教職員組織)

第 18 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 校長 | 1 名 |
| (2) 専任教員 | 1 名以上 |
| (3) 講師 (介護過程Ⅲ) | 1 名以上 |
| (4) 講師 (医療的ケア) | 2 名 |
| (5) 事務職員 | 1 名 |

(通信学習の実施方法)

第 19 条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当施設の定める期日までに科目毎にレポートを提出、または、e ラーニング専用 Web ページにて回答する。

(2) 評価方法

各レポート評価は 70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、FAX、郵便、または E メール、e ラーニング専用 Web ページにて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第 20 条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当施設研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は毎回出席簿に押印をする。

(2) 面接授業に出席するためには、当施設の定める期日までに通信学習を修了していることを条件とする。但し、何らかの事由によりやむを得ず研修日程が前後した場合はその限りではない。

(3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがあるものは受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

2 評価方法

面接授業の全日程に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

(在籍期限)

第 21 条 在籍期限は 2 年を超えることはできない。

(休学及び復学)

第 22 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第 1 項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認したときに復学することができる。

(賞罰)

第 23 条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第 24 条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講契約書の内容に違反した者

(2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者。

(3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。

(4) 面接授業に於いて、遅刻、早退を繰り返す等出席不良の者

(5) 在籍期間を超過した者

(6) その他当講座の受講生として著しく不適切は言動が認められる者。

2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定した者はその決定に従うものとする。尚、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(欠席者の取り扱い)

第 25 条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第 22 条に定める在籍期限を超過しないこと。当施設はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第 26 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

(修了認定方法)

第 27 条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。
指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し、科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の修得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し判断する。

(修了証明書の交付)

第 28 条 修了を認定された者（第 28 条による）は、当施設に於いて修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 29 条 修了証明書の紛失があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、再交付手数料として 1,000 円（消費税別）を申し付けるものとし、受け取りは原則本人が当施設に来所するものとする。

(個人情報の保護)

第 30 条 当施設が知り得た受講予定者及び受講生に係る個人情報は当施設の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 31 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講生の不利益にならないよう最善の措置をとることとする。

(施行細則)

第 32 条 この学則は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

別紙

履修科目・科目免除一覧

ぎふ村介護福祉士実務者研修

授業科目名	研修名 時間数	無資格者	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修		介護職員 基礎研修
				2級	1級	
人間の尊厳と自立	5	●	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅰ	5	●	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅱ	30	●	●	●	免除	免除
介護の基本Ⅰ	10	●	免除	免除	免除	免除
介護の基本Ⅱ	20	●	●	免除	免除	免除
コミュニケーション技術	20	●	●	●	免除	免除
生活支援技術Ⅰ	20	●	免除	免除	免除	免除
生活支援技術Ⅱ	30	●	免除	免除	免除	免除
介護過程Ⅰ	20	●	免除	免除	免除	免除
介護過程Ⅱ	25	●	●	●	免除	免除
介護過程Ⅲ	45	●	●	●	●	免除
発達と老化の理解Ⅰ	10	●	●	●	免除	免除
発達と老化の理解Ⅱ	20	●	●	●	免除	免除
認知症の理解Ⅰ	10	●	免除	●	免除	免除
認知症の理解Ⅱ	20	●	●	●	免除	免除
障害の理解Ⅰ	10	●	免除	●	免除	免除
障害の理解Ⅱ	20	●	●	●	免除	免除
こころとからだのしくみⅠ	20	●	免除	免除	免除	免除
こころとからだのしくみⅡ	60	●	●	●	免除	免除
医療的ケア	50	●	●	●	●	●
医療的ケア演習（50Hに含まない）		●	●	●	●	●
実務者研修合計時間数	450	450	320	320	95	50

備考 ●は、履修科目を示します